

公益社団法人廿日市市シルバー人材センター

地域班組織設置要領

第1 組 織

公益社団法人廿日市市シルバー人材センター（以下「センター」という）に地域班を設ける。

第2 編 成

地域班は、原則として公民館区単位に編成する。ただし、会員数等を勘案して編成することができる。

2 班の名称は、その地域に相応して名付ける。

第3 目 的

地域班は、会員相互の連帯意識と親睦を基調に、センターと会員との緊密な連絡態勢を整え、積極的意欲をもって事業効果を高めると共に、地域の発展に貢献する。

第4 活 動

地域班は、前条の目的を達成するために、センター事務局と密接な連携を保ちながら次のことを行う。

- (1) 会報の配布やセンターの事業状況の浸透
- (2) 地域内における会員拡大のための情報・勧誘等の協力
- (3) 班員の希望等を把握し、班員の就業機会の拡大のための協力
- (4) 班員の健康状態の把握と必要事項の連絡
- (5) 班員相互の親睦・援助
- (6) その他必要な事項

第5 役員

班に責任者である「班長」及びそれを補佐する「副班長」の役員を置く

- 2 役員は班会議において班員の互選によって選出する。
- 3 役員任期は2年とする。ただし、補欠役員または増員により選任された役員任期は前任者または現任者の残任期間とする。
- 4 役員は再任されることができる。

第6 連絡員

班の規模により役員以外に連絡員を置くことができる。

- 2 連絡員は班長の指名により選出する。

第7 会 議

班内の諸会議は班長が召集して行う。

2 班長（地域班）会議は理事長が召集して行う。

第8 経 費

会議その他地域活動に要する経費は、予算の範囲内で交付する。

附 則

1 改正 平成6年8月18日

2 改正時における役員の任期は、第5項第3号の規定にかかわらず平成8年3月31日までとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。